明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

Bは、全ての都道府県連合会の当該農作物再保険区分に係る再保険金基礎額及び全ての特定組合等の当該農作物政府保険区分に係る保険金基礎額の合計額

Cは、全ての都道府県連合会の当該農作物再保険区分に係る再保険金額及び全ての特定組合等の当該農作物政府保険区分に係る保険金額の合計額に百分の七十を乗じて得た金額

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第五百五十四号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第二百十三条第二項及び第二百三十四条第二項において準用する同令第二百九条第二項の規定に基づき、果樹共済に係る再保険金及び保険金の限度額の算定方法を次のように定める。

平成三十年三月十四日

農林水産大臣　齋藤　健

農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第二百十三条第二項及び第二百三十四条第二項において準用する規則第二百九条第二項の規定による果樹共済に係る再保険金及び保険金の限度額の算定は、果樹再保険区分（規則第二百四条に規定する果樹再保険区分をいう。以下同じ。）ごと及び都道府県連合会（農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号。以下「法」という。）第十一条第二項に規定する都道府県連合会をいう。以下同じ。）の組合員たる組合等（法第十一条第一項に規定する組合等をいう。以下同じ。）ごと又は果樹政府保険区分（規則第二百二十八条に規定する果樹政府保険区分をいう。以下同じ。）ごと及び特定組合等（法第二百条に規定する特定組合等をいう。以下同じ。）ごとに、次の算式によるものとする。

$$\frac{A \times C}{B}$$

Aは、当該組合等の当該果樹再保険区分に係る再保険金基礎額（果樹再保険区分ごとに、当該組合等が支払うべき共済金の総額から果樹通常責任共済金額（農業保険法施行令（平成二十九年政令第二百六十三号）第二十四条第一項第一号に規定する果樹通常責任共済金額をいう。以下同じ。）を差し引いて得た金額の百分の九十に相当する金額をいう。以下同じ。）又は当該特定組合等の当該果樹政府保険区分に係る保険金基礎額（果樹政府保険区分ごとに、特定組合等が支払うべき共済金の総額から果樹通常責任共済金額を差し引いて得た金額の百分の九十に相当する金額をいう。以下同じ。）

Bは、全ての都道府県連合会の当該果樹再保険区分に係る再保険金基礎額及び全ての特定組合等の当該果樹政府保険区分に係る保険金基礎額の合計額

Cは、全ての都道府県連合会の当該果樹再保険区分に係る再保険金額及び全ての特定組合等の当該果樹政府保険区分に係る保険金額の合計額に、次の表の上欄に掲げる共済目的の種類につき、同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額

共済目的の種類	割合
うんしゅうみかん	百分の四十
なつみかん	百分の七十
いよかん	百分の四十
かんきつ類の果樹（うんしゅうみかん、なつみかん及びいよかんを除く。）	百分の四十
りんご	百分の三十
ぶどう	百分の三十
なし	百分の四十
もも	百分の四十
おうとう	百分の三十
びわ	百分の七十
かき	百分の四十
くり	百分の四十
うめ	百分の三十
すもも	百分の四十
キウイフルーツ	百分の七十
パインアップル	百分の三十

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第五百五十五号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第二百十六条第二項及び第二百三十七条第二項において準用する同令第二百九条第二項の規定に基づき、畑作物共済に係る再保険金及び保険金の限度額の算定方法を次のように定める。

平成三十年三月十四日

農林水産大臣　齋藤　健

農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第二百十六条第二項及び第二百三十七条第二項において準用する規則第二百九条第二項の規定による畑作物共済に係る再保険金及び保険金の限度額の算定は、畑作物再保険区分（規則第二百五条に規定する畑作物再保険区分をいう。以下同じ。）ごと及び都道府県連合会（農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第十一条第二項に規定する都道府県連合会をいう。以下同じ。）ごと又は畑作物政府保険区分（規則第二百二十九条に規定する畑作物政府保険区分をいう。以下同じ。）ごとに、次の算式によるものとする。

$$\frac{A \times C}{B}$$

Aは、当該都道府県連合会の当該畑作物再保険区分に係る再保険金基礎額（畑作物再保険区分ごとに、都道府県連合会が支払うべき保険金の総額から農業保険法施行令（平成二十九年政令第二百六十三号。以下「令」という。）第三十四条第一項に規定する畑作物通常責任保険金額を差し引いて得た金額の百分の九十五に相当する金額をいう。以下同じ。）又は当該特定組合等の当該畑作物政府保険区分に係る保険金基礎額（畑作物政府保険区分ごとに、特定組合等が支払うべき共済金の総額から令第四十条第一項に規定する畑作物通常責任共済金額を差し引いて得た金額の千分の八百五十五に相当する金額をいう。以下同じ。）

Bは、全ての都道府県連合会の当該畑作物再保険区分に係る再保険金基礎額及び全ての特定組合等の当該畑作物政府保険区分に係る保険金基礎額の合計額

Cは、全ての都道府県連合会の当該畑作物再保険区分に係る再保険金額及び全ての特定組合等の当該畑作物政府保険区分に係る保険金額の合計額に百分の八十を乗じて得た金額

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第五百五十六号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第二百十八条第一項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める係数を次のように定める。

平成三十年三月十四日

農林水産大臣　齋藤　健

農業保険法施行規則第二百十八条第一項の農林水産大臣が定める係数は、次のとおりとする。

$\frac{n}{12}$

nは、当該園芸施設共済の共済関係に係る共済責任期間の月数（一月未満の端数があるときは、当該端数を一月とする。）

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。